

府中市庁舎建設検討協議会の会議の公開等について（案）

1 会議の公開

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例（平成12年9月26日条例第27号）第32条第1項により、原則公開するものとされており、これを遵守する。

府中市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- （1）他の法令等に特別の定めがある場合
- （2）不開示情報に該当する事項を審議する場合
- （3）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 会議に際しては、会議録を作成し、一般の閲覧に供する。

3 会議録は要点記録とし、発言者の氏名は公開しない。

4 会議録は事務局において作成し、各委員に内容を確認後、各委員に配布する。

5 会議開催の告知

会議の開催にあたっては、事前に広報紙等で会議日程及び傍聴について掲載する。

（例）■府中市庁舎建設検討協議会

○月○日（○）午後○時 市役所北庁舎3階会議室／傍聴希望の方は○日までに、政策課へ／問合せは同課（335・4006）へ。

6 傍聴者人数の制限

傍聴人数は10人以内を定員とする。ただし会議室の広さを考慮し、各々の会議ごとに人数を決定する。また申込みは前日までに必要とする。

7 傍聴者名簿への記入及び注意事項

傍聴者は傍聴者名簿（別紙 1）に必要事項を記入し、傍聴についての諸注意（別紙 2）を確認したうえで指定された場所で傍聴する。

8 会議資料の配布

当日の会議資料は傍聴者にも原則として配布する。ただし資料が多量の場合等は、会場に備え、傍聴者の閲覧に供するものとする。